

職務の種類	職務以外の職務	職制上の段階	標準的な官職
<p>一 二の項から三十の項までに掲げる職務以外の職務</p>	<p>一 法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関並びに会計検査院（以下「行政機関」という。）のうち、次号から第七号までに掲げる部局又は機関等を除いたもの</p>	<p>一 内閣審議官、事務次官、内閣法制局長、内閣府の事務次官、デジタル審議官、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十八条第一項に規定する事務次官、人事院の事務総長及び会計検査院の事務総長の職務上の段階</p>	<p>平成二十一年政令第三十号 標準的な官職を定める政令 内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）第三十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。 国家公務員法第三十四条第二項の標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。</p>
<p>二 内閣官房組局長 （昭和二十七年法律第二百五十二号）第五十五条第五項の規定に基づき部長に充てられた内閣法制局参事官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第五項に規定する局長、デジタル庁組織令（令和三年政令第百</p>	<p>一 内閣審議官、事務次官、内閣法制局長、内閣府の事務次官、デジタル審議官、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十八条第一項に規定する事務次官、人事院の事務総長及び会計検査院の事務総長の職務上の段階</p>	<p>一 内閣審議官、事務次官、内閣法制局長、内閣府の事務次官、デジタル審議官、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十八条第一項に規定する事務次官、人事院の事務総長及び会計検査院の事務総長の職務上の段階</p>	<p>九十二号）第一条第一項に規定する統括官、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する局長、人事院の事務総局に置かれる局長及び会計検査院の事務総局に置かれる局長の職務上の段階</p>

<p>三 内閣官房組局長 （昭和二十七年法律第二百五十二号）第五十五条第五項の規定に基づき部長に充てられた内閣法制局参事官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第五項に規定する局長、デジタル庁組織令（令和三年政令第百</p>	<p>九十二号）第一条第一項に規定する統括官、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する局長、人事院の事務総局に置かれる局長及び会計検査院の事務総局に置かれる局長の職務上の段階</p>
--	---

<p>二 警察職員の行う事務、公安調査官の行う事務、検察事務官若しくは検察最高検察庁並びに海上保安庁（次及び公安調査庁長官）の行う事務、海上保安官若しくは</p>	
<p>警察庁並びに公安調査庁及び</p>	<p>の地方支分部局の所掌事務を分掌するの長の属する職制上の段階 に人事院の事務総局の沖縄事務所、小笠原総合事務所及び地方海難審判所（内閣官房令で定める部局又は機関等に限る。）</p>
<p>警察庁長官</p>	<p>二十八 都府県課長 管轄機関の課の佐 長を補佐し、次 号又は第三十号 に規定する官職 のつかさどる事 務を整理する官 職の属する職制 上の段階 二十九 都府県係長 管轄機関の課の 所掌事務を分掌 する係の長の属 する職制上の段 階 三十 前号に規 定する官職の指 揮監督を受ける 官職の属する職 制上の段階</p>
<p>警察庁長官</p>	<p>この項 第三十 号の 内閣官 房令で 定める 職制上 の段階 に 内閣官 房令で 定める 標準的 な官職</p>
<p>七 課の所掌事務を分掌する係長</p>	<p>海上保安官補の行う事務（警備救難に号から第八号まで及び第十号に掲げる部局又は機関等を除く。） 関するものその他の内閣官房令で定めらるるものに限る。）、懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため拘置される者等の収容若しくは被収容者等に対する処遇、矯正教育、鑑別、補導若しくは送還に関する事務、入国警備官の行う事務又は麻薬取締官の行う事務をつかさどる官職の職務（五の項から十一の項まで、十五の項及び十七の項に掲げる職務を除く。）</p>
<p>七 課の所掌事務を分掌する係長</p>	<p>長官の属する職制上の段階 二 警察法（昭局長 和二十九年法律 第二百六十二号） 第二十條第一項 に規定する局長 及び公安調査庁 の次長の属する 職制上の段階 三 警察法第二部長 十條第三項に規 定する部長、公 安調査庁の部長 及び最高検察庁 の事務局長の長 の属する職制上 の段階 四 警察法第二課長 十六條第二項に 規定する課長、 公安調査庁の課 長及び最高検察 庁の事務局長の 所掌事務を分掌 する課の長の属 する職制上の段 階 五 前号に規定す る官職の指揮 監督を受け、課 の所掌事務を分 掌する室の長の 属する職制上の 段階 六 第四号又は課 長補 前号に規定する 官職を補佐し、 次号又は第八号 に規定する官職 のつかさどる事 務を整理する官 職の属する職制 上の段階</p>

七 皇宮警察学校	六 警察大学校、科学警察研究所及び皇宮警察本部（皇宮警察学校を除く。）	五 国家行政組織法第九条に規定する地方支分部局（前二号に掲げるものを除く。）並びに管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（前二号の内閣官房令で定める部局又は機関等に限る。）並びに区検察庁	
二十六 皇宮警察学校の長の属	二十五 前号に掲げる職制上の第三号の職制上の段階として内閣官房令で定めるもの	二十四 警察大学の長の属する職制上の段階	二十一 都府県係長 管轄公安機関の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階 二十二 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階 二十三 内閣官この項の職制上の段階
皇宮警察学校長の官職	この項の段階に 内閣官房令で定める	この項の段階に 内閣官房令で定める	この項の段階に 内閣官房令で定める

	九 都道府県警察（内閣官房令で定める部局又は機関等に限る。）	八 管区警察学校	
内閣官	三十 内閣官房この項の段階に 内閣官房令で定める	二十八 管区警察学校の長の属する職制上の段階 二十九 前号に掲げる職制上の第三号の職制上の段階として内閣官房令で定めるもの	二十七 前号に掲げる職制上の第三号の職制上の段階として内閣官房令で定めるもの
内閣官	この項の段階に 内閣官房令で定める	この項の段階に 内閣官房令で定める	この項の段階に 内閣官房令で定める

<p>四 国税不服審判所長に対してされた審査請求に係る事件の調査又は審理に関する事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>国税不服審判所</p>	<p>五 税務署</p>	<p>四 沖縄国税事務所（その所掌事務を分掌する地方支分部局を除く。）及び国税不服審判所の支部（沖縄県を管轄区域とするものに限る。）</p>	<p>十三 沖縄国税事務所の長の属する職制上の段階</p>	<p>房令で定める職制上の段階</p>								
<p>二 国税不服審判所組織令（昭和四十五年政令第五十号）第一条第一項の規定</p>	<p>一 国税不服審判所の長の属する職制上の段階</p>	<p>十五 内閣官房令で定める職制上の段階</p>	<p>十四 前号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階とし、閣官房令で定めるもの</p>	<p>十四 前号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階とし、閣官房令で定めるもの</p>	<p>房令で定める職制上の段階</p>								
<p>五 調査、試験又は研究に関する事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>二 施設等機関等、警察大学校、科学警察研究所及び国土地理院</p>	<p>一 行政機関（次号に掲げる部局又は機関等を除く。）</p>	<p>三 前二号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階とし、閣官房令で定めるもの</p>	<p>に基づき次長に充てられた国税審判官の属する職制上の段階</p>	<p>一 内閣官房令で定める職制上の段階</p>								
<p>閣官房令で定める職制上の段階</p>	<p>閣官房令で定める職制上の段階</p>	<p>閣官房令で定める職制上の段階</p>	<p>閣官房令で定める職制上の段階</p>	<p>閣官房令で定める職制上の段階</p>	<p>閣官房令で定める職制上の段階</p>	<p>閣官房令で定める職制上の段階</p>	<p>閣官房令で定める職制上の段階</p>	<p>閣官房令で定める職制上の段階</p>	<p>閣官房令で定める職制上の段階</p>	<p>閣官房令で定める職制上の段階</p>	<p>閣官房令で定める職制上の段階</p>	<p>閣官房令で定める職制上の段階</p>	<p>閣官房令で定める職制上の段階</p>

<p>六 研修又は教育に関する事務をつかさどる官職の職務（十三の項及び十四の項に掲げる職務を除く。）</p>	<p>施設等機関等、警察大学校及び科学警察研究所</p>	<p>一 内閣官房令第三の項の段階</p>	<p>官職 準的な</p>
<p>七 医療業務をつかさどる官職の職務（八の項から十一の項までに掲げる職務を除く。）</p>	<p>二 校 皇宮警察学校及び管区警察学校</p>	<p>二 内閣官房令第三の項の段階</p>	<p>官職 準的な</p>
<p>一 内閣官房令第三の項の段階</p>	<p>官職 準的な</p>	<p>九 栄養管理に関する事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>官職 準的な</p>
<p>一 内閣官房令第三の項の段階</p>	<p>官職 準的な</p>	<p>八 調剤に関する事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>官職 準的な</p>
<p>九 栄養管理に関する事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>行政機関</p>	<p>二 矯正収容施設</p>	<p>官職 準的な</p>
<p>一 内閣官房令第三の項の段階</p>	<p>官職 準的な</p>	<p>二 矯正収容施設 の長の属する 職制上の段階 三 前号に掲げる 職制上の段階 より下位の職制 上の段階として 内閣官房令で定 めるもの</p>	<p>官職 準的な</p>

<p>十 診療放射線技師、診療エックス線技師、あん摩マッサージ指圧師、歯科衛生士、歯科技工士等の行う医療技術に関する事務をつかさどる官職の職務（八の項及び九の項に掲げる職務を除く。）</p>	<p>行政機関</p>	<p>内閣官房令で定める職制上の段第三欄</p>	<p>官職 準的な</p>
<p>十一 保健指導又は療養上の世話若しくは診療の補助に関する事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>行政機関</p>	<p>内閣官房令で定める職制上の段第三欄</p>	<p>官職 準的な</p>
<p>十二 障害者支援施設、児童福祉施設等の入所者等の指導、保育、介護、判定又は援助に関する事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>医療更生施設</p>	<p>内閣官房令で定める職制上の段第三欄</p>	<p>官職 準的な</p>
<p>十四 保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所の教員の養成若しくは研修又は看護に関する事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>厚生労働省医政局</p>	<p>一 内閣官房令で定める職制上の段第三欄</p>	<p>官職 準的な</p>
<p>十三 視覚障害者に対するあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師となるのに必要な知識又は技能等の指導に関する事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>医療更生施設</p>	<p>内閣官房令で定める職制上の段第三欄</p>	<p>官職 準的な</p>
<p>二 医療更生施設</p>	<p>二 内閣官房令で定める職制上の段第三欄</p>	<p>官職 準的な</p>	<p>官職 準的な</p>

<p>十五 機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務、船舶（用途、航行する海域及び大きさを勘案し、内閣官房令で定めるものに限る。）の航行その他の内閣官房令で定める事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>十六 船舶に乗り組んで行うことが必船舶要な事務をつかさどる官職の職務（二の項及び十五の項に掲げる職務を除く。）</p>	<p>十七 行政の特定の分野における高度行政機関の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことによる政策の企画及び立案等の支援に関する事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>十八 特許法（昭和三十四年法律第百特許法第二十一号）第四十七条第一項に規定する審査官の行う事務をつかさどる官職の職務</p>
<p>内閣官房令で定める職制上の段第三欄</p>	<p>内閣官房令で定める職制上の段第三欄</p>	<p>内閣官房令で定める職制上の段第三欄</p>	<p>内閣官房令で定める職制上の段第三欄</p>
<p>十九 特許法第百三十六条第一項に規定する審査官の行う事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>二十 仮釈放、仮出場、仮退院若しくは少年院からの退院の許可、仮釈放若しくは仮退院の取消し、少年院への戻し収容の申請、不定期刑の終了の処分若しくは保護観察の仮解除若しくは仮解除の取消しに関する事務、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護若しくは犯罪の予防に関する事務又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の生活環境の調査、退院後の生活環境の調整、精神保健観察の実施若しくは処遇の実施計画に関する関係機関相互間の連携の確保に関する事務</p>	<p>地方更生保護委員会</p>	<p>二 保護観察所</p>
<p>内閣官房令で定める職制上の段第三欄</p>	<p>内閣官房令で定める職制上の段第三欄</p>	<p>内閣官房令で定める職制上の段第三欄</p>	<p>内閣官房令で定める職制上の段第三欄</p>
<p>官職</p>	<p>官職</p>	<p>官職</p>	<p>官職</p>

			<p>二十一 検疫官の行う事務又は食品衛生監視員の行う事務をつかさどる官職（の職務）</p>
<p>三 検疫所の出張所</p>	<p>二 検疫所の支所</p>	<p>検疫所（支所又は出張所を除く。）</p>	<p>二十一 検疫官の行う事務又は食品衛生監視員の行う事務をつかさどる官職（の職務）</p>
<p>四 内閣官房令第三号の段階</p>	<p>三 内閣官房令第三号の段階</p>	<p>一 検疫所の長 の属する職制上の段階 二 前号に掲げる職制上の段階第三号より下位の職制第二号上の段階として内閣官房令で定めるもの</p>	<p>一 検疫所の長 の属する職制上の段階 二 前号に掲げる職制上の段階第三号より下位の職制第二号上の段階として内閣官房令で定めるもの</p>
<p>官職 この項 第三号 閣内 令第三号 の段階</p>	<p>官職 この項 第三号 閣内 令第三号 の段階</p>	<p>官職 この項 第三号 閣内 令第三号 の段階</p>	<p>官職 この項 第三号 閣内 令第三号 の段階</p>
		<p>二十二 植物防疫官の行う事務をつかさどる官職の職務</p>	
<p>二 植物防疫所の支所（出張所を除く。）</p>	<p>一 植物防疫所（支所又は出張所を除く。）及び那覇植物防疫事務所（出張所を除く。）</p>	<p>四 地方厚生局</p>	
<p>三 内閣官房令第三号の段階</p>	<p>二 前号に掲げる職制上の段階第三号より下位の職制第二号上の段階として内閣官房令で定めるもの</p>	<p>五 内閣官房令第三号の段階</p>	<p>五 内閣官房令第三号の段階</p>
<p>官職 この項 第三号 閣内 令第三号 の段階</p>	<p>官職 この項 第三号 閣内 令第三号 の段階</p>	<p>官職 この項 第三号 閣内 令第三号 の段階</p>	<p>官職 この項 第三号 閣内 令第三号 の段階</p>

<p>二十三 家畜防疫官の行う事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>一 動物検疫所（支所又は出張所を除く。）</p>	<p>二 前号に掲げる職制上の段階第三欄より下位の職制第二号上の段階としての内閣官房令で定めるもの</p>	<p>官職 準める令閣じ階上るで官の内の第一号</p>	<p>三 植物防疫所及び那覇植物防疫事務所の出張所</p>	<p>四 内閣官房令第三号の段階</p>	<p>官職 準める令閣じ階上るで官の内の第三号</p>
<p>二十四 自動車検査官の行う事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>一 運輸監理部及び運輸支局（事務所を除く。）</p>	<p>二 内閣官房令第三号の段階</p>	<p>官職 準める令閣じ階上るで官の内の第一号</p>	<p>三 動物検疫所の出張所</p>	<p>四 内閣官房令第三号の段階</p>	<p>官職 準める令閣じ階上るで官の内の第三号</p>
<p>二 動物検疫所の支所（出張所を除く。）</p>	<p>三 内閣官房令第三号の段階</p>	<p>官職 準める令閣じ階上るで官の内の第三号</p>				

<p>二十五 船舶検査の執行、船舶若しくは物件の型式承認の執行、型式承認を受けた船舶若しくは物件の検定の執行、危険物その他の特殊貨物の積付けの検査の執行、船舶に設置される原動機からの窒素酸化物の放出量確認、原動機取扱手引書の承認、二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備若しくは揮発性物質放出防止措置手引書の検査の執行、船舶のトン数の測定の執行、船舶のトン数に係る証書等の作成、船舶保安規程の承認、有害物質一覧表等の確認若しくは特定日本船舶等の譲渡し等の承認に関する事務、外国船舶に対する船舶の航行の安全の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保若しくは海洋汚染等の防止に係る監督に係る検査の執行若しくはトン数に係る証書の検査に関する事務、船級協会の行う船舶の検査若しくは船舶保安規程の審査の事務の審査に関する事務若しくは水上運送事業に係るエネルギーの使用の合理化に関する報告の徴収若しくは立入検査（船舶の施設に関するものに限る。）に関する事務又は船員の資格の認定のための試験、水先人試験、海技士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認のための試験若しくは小型船舶操縦士国家試験の試験問題の作成</p>	<p>国土交通省海事局</p>	<p>二 沖繩総合事務局の事務所及び二 地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所</p>
<p>二 内閣官房令第三の項</p>	<p>二 内閣官房令第三の項</p>	<p>二 内閣官房令第三の項</p>
<p>官職 準的 な 標 定 閣 令 階 上 の 職 制 官 房 令 第三 号</p>	<p>官職 準的 な 標 定 閣 令 階 上 の 職 制 官 房 令 第三 号</p>	<p>官職 準的 な 標 定 閣 令 階 上 の 職 制 官 房 令 第三 号</p>
<p>若しくは試験の執行に関する事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>三 運輸監理部（次号及び第五号に掲げる地方支分部局を除く。）</p>	<p>三 運輸監理部（次号及び第五号に掲げる地方支分部局を除く。）</p>
<p>五 地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所</p>	<p>四 運輸支局（次号に掲げる地方支分部局を除く。）</p>	<p>三 運輸監理部（次号及び第五号に掲げる地方支分部局を除く。）</p>
<p>官職 準的 な 標 定 閣 令 階 上 の 職 制 官 房 令 第三 号</p>	<p>官職 準的 な 標 定 閣 令 階 上 の 職 制 官 房 令 第三 号</p>	<p>官職 準的 な 標 定 閣 令 階 上 の 職 制 官 房 令 第三 号</p>

<p>二十六 耐空証明、耐空検査員の認定、型式証明、修理改造検査、予備品証明、事業場の認定、業務規程の認可若しくは整備規程の認可に関する事務、航空従事者技能証明、航空従事者の養成施設において技能の審査に従事する者の認定、航空英語能力証明、本邦航空運送事業者において英語能力の判定に従事する者の認定、計器飛行証明、操縦教育証明、運航管理者技能検定若しくは運航管理者の養成施設において技能の審査に従事する者の認定に係る試験の試験問題の作成若しくは試験の執行に関する事務、機長の認定若しくは査察操縦士（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七十二条第九項の指名を受けた者をいう。）の指名に関する事務又は航空運送事業若しくは航空機使用事業若しくは航空機の航行の安全の確保に係る外国航空機の監督に関する事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>一 国土交通省航空局</p>	<p>一 内閣官房令第三号 で定める職制上の段階</p>
<p>二十七 国土交通省航空局の所掌事務を遂行するために使用する航空機の運用又は整備に関する事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>二 地方航空局</p>	<p>二 内閣官房令第三号 で定める職制上の段階</p>
<p>内閣官房令で定める職制上の段階</p>	<p>二 内閣官房令第三号 で定める職制上の段階</p>	<p>一 内閣官房令第三号 で定める職制上の段階</p>

<p>二十八 航空交通管制に関する事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>一 国土交通省航空局</p>	<p>一 内閣官房令第三号 で定める職制上の段階</p>
<p>三 地方航空局の事務所</p>	<p>二 航空交通管制部</p>	<p>二 内閣官房令第三号 で定める職制上の段階</p>
<p>三 内閣官房令第三号 で定める職制上の段階</p>	<p>二 内閣官房令第三号 で定める職制上の段階</p>	<p>一 内閣官房令第三号 で定める職制上の段階</p>

<p>二十九 航空事故等、鉄道事故等若し運輸安全委員会の事務局 くは船舶事故等の原因を究明するための調査に関する事務又は事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関する事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>内閣官房令で定める職制上の段</p>	<p>この項の内閣官房令で定める職制上の段</p>	<p>二十九 国際平和協力業務の実施に関する事務又は国際平和協力本部に置かれる国際平和協力業務実施要領平和協力隊において実施される必要のある国際平和協力業務の具体的な内容を把握するための調査、実施した国際平和協力業務の効果の測定若しくは分析若しくは派遣先国における国際連合の職員その他の者との連絡に関する事務をつかさどる官職の職務</p>
<p>附則 (平成二六年五月二九日政令第一九五号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日(平成二六年五月三十日)から施行する。 (処分等の効力) 第四条 この政令の施行前にこの政令による改正前のそれぞれの政令(次条において「旧政令」という。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この政令による改正後のそれぞれの政令(以下この条及び次条において「新政令」という。)の規定に相当の規定があるものは、別段の定めがあるものを除き、新政令の相当の規定によつてしたものとみなす。 (命令の効力) 第五条 この政令の施行の際現に効力を有する旧政令の規定により発せられた内閣府令又は総務省令で、新政令の規定により内閣官房令で定めるべき事項を定めているものは、別段の定めがあるものを除き、この政令の施行後は、内閣官房令としての効力を有するものとする。 附則 (平成二六年二月一九日政令第四〇二号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、サイバーセキュリティ基本法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二七年一月九日)から施行する。 附則 (平成二七年三月二五日政令第九三号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、少年院法の施行の日(平成二七年六月一日)から施行する。 附則 (平成三一年一月二三日政令第一一号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。 附則 (平成三一年三月二九日政令第八一号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成三一年四月一日から施行する。 附則 (令和三年七月二日政令第一九五号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。 附則 (令和三年二月二四日政令第三四一号) この政令は、令和四年四月一日から施行する。</p>	<p>この項の内閣官房令で定める職制上の段</p>	<p>この項の内閣官房令で定める職制上の段</p>	<p>附則抄 (施行期日) 第一条 この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百八号)から施行する。 附則 (平成二二年二月二八日政令第三一〇号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日(平成二二年一月一日)から施行する。 附則 (平成二二年五月一九日政令第一三九号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二二年七月一日から施行する。 附則 (平成二四年九月一四日政令第二三五号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日(平成二四年九月十九日)から施行する。 附則 (平成二四年二月二日政令第二九七号) 抄 (施行期日) 1 この政令は、平成二五年一月一日から施行する。 附則 (平成二五年九月二六日政令第二八一号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二五年十月一日から施行する。</p>